

## 議案第 137 号

甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について  
甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

### 甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例

甲府市事務分掌条例（昭和 4 8 年 4 月条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条総務部の項及び企画部の項を次のように改める。

#### 行政経営部

- (1) 議会及び例規に関すること。
- (2) 人事、組織及び職員研修に関すること。
- (3) 事務効率に関すること。
- (4) 行政改革に関すること。
- (5) 契約及び管財に関すること。
- (6) 技術的事項の調査及び指導並びに工事検査に関すること。
- (7) 他の主管に属しない事項に関すること。

#### 企画財務部

- (1) 市政の総合企画の推進及び調整並びに政策形成に関すること。
- (2) 財政に関すること。
- (3) 南北地域の振興に関すること。
- (4) 市税に関すること。
- (5) 諸収入金の収納に関すること。

第 2 条市民部の項第 5 号中「国民健康保険及び」を削り、同項第 8 号及び第 9 号を削り、同条福祉保健部の項に次の 1 号を加える。

(4) 国民健康保険に関すること。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 甲府市総合計画審議会条例（昭和44年10月条例第32号）の一部を次のように改正する。  
第9条中「企画部」を「企画財務部」に改める。
- 3 甲府市行財政効率化推進委員会条例（昭和60年7月条例第30号）の一部を次のように改正する。  
第8条中「企画部」を「行政経営部」に改める。
- 4 甲府市国土利用計画審議会条例（平成元年7月条例第22号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「企画部」を「企画財務部」に改める。

提案理由

効率的な行政執行体制の確立を図るための組織整備を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。